

出生前診断の誤りと医療機関の賠償責任の範囲

星野 豊

・函館地判平成26年6月5日平成25年(ワ)93号

自己の人生設計をどのように考えるかが各自の自由であることについては、基本的に疑いの生じないところと思われるが、かかる人生設計の中で、自己の家族をどのように位置づけるかについては、「他人」の人生が介在する分、議論が単純には収まらない。特に、自己の子が出生することについては、子は出生するまでは、少なくとも法律上は独立の人格ではないとの考え方がむしろ支配的である以上、そもそも「産むか産まないか」という選択肢自体の妥当性について、賛否が分かれる可能性がある。

本稿では、出生前診断の誤りにより、胎児がダウン症児であることを両親が知らずに出産がなされ、出生後に子がダウン症に伴う様々な疾病に罹患して短期間のうちに死亡したことについて、医療機関の損害賠償責任の有無及び範囲が争われた事案を取り上げ、出生前診断の性格と胎児の両親の権利の内容とについて考えてみる。

【事実】

原告 X1及び X2は夫婦であって、本件診療所を運営する被告 Y1法人との間で、出産までの間必要な措置を行うことを内容とする医療契約を締結した。

X1は、Y1法人の理事長兼本件診療所の所長を務める被告 Y2から、エコー検査の結果胎児の首の後ろに膨らみがあることを指摘され、胎児の先天性異常に関する出生前診断の説明を受けた。X1は、高齢出産となることも考慮して、胎児の染色体異常等を検出するための羊水検査を受けた。

羊水検査の報告書には、分析所見として「染色体異常が認められました。また、9番染色体に逆位を検出しました。これは表現型とは無関係な正常変異と考えます。」と記載され、本来は2本しか存在しない21番染色体が3本存在し、胎児がダウン症児であることを示す分析図が添付されていた。しかし、Y2は、報告書の内容を見誤り、X1に対し、羊水検査の結果はダウン症に関して陰性である旨、また、9番染色体は逆位を検出したがこれは正常変異といって丸顔、角顔といった個人差の特徴の範囲であるから何も心配はいらない旨告げた。この時点で、X1は、妊娠20週目であり、人工妊娠中絶が可能な妊娠22週目よりも前であった。

X1は、その後の検診において、本件診療所から胎児が小さめである旨指摘されることもあったものの、正常範囲内であり特に問題はないと説明を受けていたが、臨月に入った段階で、本件診療所の検診時に、羊水が枯渇している状態であり胎児が弱っているという理由から他病院での出産を勧められて訴外 A 病院に救急搬送され、A 病院において、緊急帝王切開手術により、子である訴外 B を出産した。

B は、出生時、呼吸機能が十分に働いておらず、自力排便もできない状態であったため、A 病院の医師が本件診療所のカルテ情報を確認したところ、B がダウン症児であることを示す羊水検査の結果が見つかり、X1らに同事実が伝えられ、X1らはこのとき Y2らの診断に誤りがあったことを知った。B はその後、ダウン症に伴う種々の疾病に罹患し、出生してから約3ヶ月で死亡した。

本件は、以上の経緯の下で、X1らが Y1法人及び Y2に対し、不法行為ないし診療契約の債務不履行に基づく損害賠償金の一部として、合計1000万円の支払を求めた事案である。

Y2らは、出生前診断に誤りがあったことは争わないが、かかる診断の誤りにより B がダウン症児となっ

たものでなく、また、現行法上胎児の両親に人工妊娠中絶を行う権利があるわけでない以上、Bのダウン症児としての出生並びにBの各種疾病の罹患及び死亡と出生前診断の誤りとの間には、相当因果関係がないと主張した。

【判旨】 請求認容。

1 「羊水検査は、胎児の染色体異常の有無等を確定的に判断することを目的として行われるものであり、その検査結果が判明する時点で人工妊娠中絶が可能となる時期に実施され、また、羊水検査の結果、胎児に染色体異常があると判断された場合には、母体保護法所定の人工妊娠中絶許容要件を弾力的に解釈することなどにより、少なからず人工妊娠中絶が行われている社会的な実態があることが認められる。」「しかし、羊水検査の結果から胎児がダウン症である可能性が高いことが判明した場合に人工妊娠中絶を行うか、あるいは人工妊娠中絶をせずに同児を出産するかの判断が、親となるべき者の社会的・経済的環境、家族の状況、家族計画等の諸般の事情を前提としつつも、倫理的・道徳的煩悶を伴う極めて困難な決断であることは、事柄の性質上明らかというべきである。すなわち、この問題は、極めて高度に個人的な事情や価値観を踏まえた決断に関わるものであって、傾向等による検討にはなじまないといえる。」「そうすると、少なからず人工妊娠中絶が行われている社会的な実態があるとしても、このことから当然に、羊水検査結果の誤報告とBの出生との間の相当因果関係の存在を肯定することはできない。」

2① 「X1らは、……羊水検査の結果に異常があった場合には妊娠継続をあきらめようと考えていた旨供述している。しかし、他方で、……X1らは、羊水検査は人工妊娠中絶のためだけに行われるものではなく、両親がその結果を知った上で最も良いと思われる選択をするための検査であると捉えていること、そして、X1らは、羊水検査を受ける前、胎児に染色体異常があった場合を想定し、育てていけるのかどうかについて経済面を含めた家庭事情を考慮して話し合ったが、簡単に結論には至らなかったことが認められ、X1らにおいても羊水検査の結果に異常があった場合に直ちに人工妊娠中絶を選択するとまでは考えていなかったと理解される。」「羊水検査により胎児がダウン症である可能性が高いことが判明した場合において人工妊娠中絶を行うか出産するかの判断は極めて高度に個人的な事情や価値観を踏まえた決断に関わるものであること、X1らにとってもその決断は容易なものではなかったと理解されることを踏まえると、法的判断としては、Y2らの注意義務違反行為がなければX1らが人工妊娠中絶を選択しBが出生しなかったと評価することはできないというほかない。」「結局、Y2らの注意義務違反行為とBの出生との間に、相当因果関係があるということではできない。」

2② 「Bは、……ダウン症を原因とした各種の合併症を発症し、最終的にはTAMから発症した合併症が原因で死亡しており、X1らが相続したとするBの損害は、この一連の経過に関わるものである。」「しかし、ダウン症及びその合併症の発症原因そのものは、Y2の羊水検査結果の誤報告によりもたらされたわけではない。そして、この過失とBの出生との間の相当因果関係を肯定することが法的に困難であるのは上記のとおりである。さらに、……ダウン症を有する者のうちTAMを発症するのは、全体の約10パーセントであり、また、早期に死亡するのはそのうちの約20ないし30パーセントであることが認められる。このほか、……ダウン症児は必ずしも合併症を伴うものではなく、そのような児は健康な子どもであること……、ダウン症を有する者の平均寿命は50歳を超えることがそれぞれ認められる。これらの事実からすれば、ダウン症児として生まれた者のうち合併症を発症して早期に死亡する者はごく一部であるといえる。」「これらの諸点に照らし、Y2らの注意義務違反行為とBの死亡との間に相当因果関係を認めることはできないというべきである。」

3 「X1らは、生まれてくる子どもに先天性異常があるかどうかを調べることを主目的として羊水検査を受けたのであり、子どもの両親であるX1らにとって、生まれてくる子どもが健常児であるかどうかは、今後の家族設計をする上で最大の関心事である。また、Y2らが、羊水検査の結果を正確に告知していれば、X1らは、中絶を選択するか、又は中絶しないことを選択した場合には、先天性異常を有する子どもの出生に対する心の準備やその養育環境の準備などもできたはずである。X1らは、Y2の羊水検査結果の誤報

告により、このような機会を奪われたといえる。」「X1らは、Bが出生した当初、Bの状態がY2の検査結果と大きく異なるものであったため、現状を受け入れることができず、Bの養育についても考えることができない状態であったこと、このような状態にあったにもかかわらず、我が子として生を受けたBが重篤な症状に苦しみ、遂には死亡するという事実経過に向き合うことを余儀なくされたことが認められる。X1らは、Y2の診断により一度は胎児に先天性異常がないものと信じていたところ、Bの出生直後に初めてBがダウン症児であることを知ったばかりか、重篤な症状に苦しみ短期間のうちに死亡する姿を目の当たりにしたのであり、X1らが受けた精神的衝撃は非常に大きなものであったと考えられる。」「他方、Y2が見誤ったX1の羊水検査の報告書は、分析所見として「染色体異常が認められました」との記載があり、21番染色体が3本存在する分析図が添付されていたというのであるから、その過失は、あまりに基本的な事柄に関わるものであって、重大といわざるを得ない。」「先に指摘した事実経過やX1らの精神的苦痛の重大性、Y2の過失の重大性等のほか、本件全証拠及び弁論の全趣旨によって認められる本件に関する一切の事情を総合考慮すれば、X1らに対する不法行為ないし診療契約上の債務不履行に基づく損害賠償として、X1X2それぞれにつき500万円の慰謝料を認めるのが相当である。」

【研究】

本件は、冒頭で述べたとおり、医療機関による出生前診断に誤りがあったことに基づき、胎児がダウン症児であることに両親が気づかずに出産がなされ、その後ダウン症児が短期間で死亡した事実に対して、医療機関の賠償責任の有無及び範囲が問題とされたものである。

現行法上、胎児がダウン症児であることを直接の理由とする人工妊娠中絶は認められていないため、X1らに人工妊娠中絶を選択する自由ないし権利があったと言えるか自体、議論の対象となるところであるが、裁判所は、ダウン症児であることが判明したとしても人工妊娠中絶が行われるとは限らないと判示し（判旨1）、また、出生前診断の誤りと、Bがダウン症児として出生したこと、及びその後に各種の疾病に罹患して短期間で死亡したこととの間の相当因果関係を、それぞれ否定した上で（判旨2①②）、しかしながらY2による出生前診断の誤りにより、X1らには、人工妊娠中絶を選択するか否かを含めた選択や準備の機会が失われたと判示し、X1らが請求した全額を慰謝料として認容した（判旨3）。

本件においてY2がした出生前診断の誤りは、報告書に明確に記載されていた初歩的な事項を見誤ったものであり、専門家としてのY2の過失は極めて大きなものであること、また、本件の出生前診断は、正に胎児の状況を確認するために行われたものである以上、Y2の過失により出生前診断の目的が損なわれたのみならず、胎児に異常はないと信じたX1らの受けた衝撃が極めて大きかったことは、言うまでもないところである。しかしながら、判旨1及び3において、X1らに人工妊娠中絶を行う権利があるとの明示的な判示こそないものの、X1らにおける人工妊娠中絶を選択する機会が失われたことを理由として損害賠償を認容している反面、判旨2において、かかる機会を失ったことに基づく医療費等及びB自身について生じた損害について、出生前診断の誤りととの相当因果関係を否定したことは、理論的にかなり不安定ないし危ういものがあると評さざるを得ないように思われる。

すなわち、判旨1及び3を前提とするならば、Bの出生、その後におけるBの各種の疾病の罹患及び死亡は、出生前診断の誤りによりX1らを選択の機会を失われたからこそ生じた状況と言える訳であり、少なくともBの出生後に発生した医療費等については、出生前診断の誤りととの間の相当因果関係を認めるべきであったように思われる。逆に、判旨2を前提とするならば、出生前診断の誤りととの間に相当因果関係のある事項として明らかに認められるのは、胎児に異常がないと信じたX1らの期待そのものであり、専門家であるY2から誤った期待を抱かされたことに基づく精神的な衝撃に対する慰謝料として、認容額を説明すべきであったように思われる。

なお、本件が提訴された背景には、Y1法人らがX1らに対して、胎児の両親に人工妊娠中絶の権利が認められていない以上、出生前診断の誤りに基づいて慰謝料等を支払うことは責任保険契約の関係で困難であり、裁判所の判決を得られれば支払うことは吝かでない旨告げた、との事情があるようである。また、

X1らが本件訴訟を提起するために代理人弁護士を選任しようとした際にも、前記のとおり胎児の両親に人工妊娠中絶の権利があるとの主張を展開することは困難であること、出生前診断の誤りとBがダウン症児であること、及びBが各種疾病罹患した後死亡したこととの間の相当因果関係を主張することも困難であるとして、引き受ける弁護士を探すために極めて苦勞したことが窺える。Y1法人やY2にしても、法的に「責任」が生じたことが明らかでない限り、責任保険の適用を受けることはできず、自己の判断に基づいて和解金を支払うことが、責任保険契約の存続に影響が及ぶこととなれば、本件以外の事態に対処できなくなることが明らかである以上、上記の対応に問題があると言うことはやや酷であるように思われるが、X1らにとっても、判決により慰謝料が認容される結果となることは確実なものでなかった以上、そこに到るまでの過程における不安や各種の悪影響は、他人が想像できる範囲を超えるものがあると言わなければならない。

以上のとおり、本判決の結論それ自体に対しては、両当事者から異論が出る可能性は事実上なく、現に本判決はY1法人らが控訴せずに確定しているが、このことは逆に、前述した本判決の理論構成の不安定さないし危うさが、修正されなかったことを意味している。実際、本件全体を通じて問題となる点としての、各自の人生設計をどのように考えるべきか、かかる人生設計の中で自己の子が出生することをどのように位置づけるべきかについては、胎児をどこまで「人」と同等の存在として取り扱うべきかを含む、法制度上の難問が密接に関係するものであるほか、出生した子の養育に対して、親権者にほぼ全てを委ね、かつ法的のみならず社会的道徳的にも重い責任を負わせている現状の妥当性についても議論が派生する可能性がある以上、より多くの側面からの再検討が必要であるように思われる。

【他の評釈等】

本判決については、丸祐一・年報医事法学30号230頁(2015年)、中山昌樹・医療判例解説54号48頁(2015年2月号)、石崎泰雄・法セミ増刊(新判例解説 Watch)16号71頁(2015年)、服部篤美・東海法科大学院論集6号91頁(2016年)がある。

(了)

(人文社会系准教授)